

## ふるさと納税返礼品の地場産品基準の登録誤りについて

ふるさと納税返礼品の一部（米）に関して、総務省に確認を受けている内容と実態が異なっていた事案がありました。

### ● 概要

当該返礼品には南木曾産以外の米も混在しているため、地場産品基準の4号として登録するものを、同基準1号として登録していた。

基準1号 当該地方団体の区域内で生産されたもの

基準4号 返礼品を提供する市町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内で生産されたものと混在したもの  
(流通構造上、混在が避けられない場合に限る)

### ● 当該返礼品の当町産の混在割合

令和2年度 37.2% 令和3年度 31.9% 令和4年度 38.1%

令和5年度 44.4% 令和6年度 43.2%

(全ての米が木曾産。全ての年度で当町の割合が最高値。混在は他3町村)

### ● 当該返礼品の寄付状況

対象期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

寄付件数 19件 寄付金総額 38万円 発送数量 190kg

### ● 対応状況

3月18日から自主点検を開始、4月7日に事案を確認、事業者等に聞き取り、同日県へ一報した。当該返礼品は令和6年8月以降、在庫不足により受付を停止していたが、今回の事案により令和7年4月10日にポータルサイトの掲載を中止した。事業者に状況を確認したところ、当該返礼品は、高齢化等により当該区域内で生産量が減少見込みのため、現行基準の確保が困難。よって当面除外する。

### ● 本事案の原因

米を所管する農林係は米の生産・流通の実態を共有しておらず、ふるさと納税の登録を所管するもっと元気に戦略室は、米の乾燥・玄米を製造する業者の工場が当町にあることから、当町産と認識し地場産品基準1号で申請した。所管間での情報共有、制度の理解不足、認識誤りのまま申請し本事案が発生した。

### ● 今後の対応

返礼品を受け取った寄付者に対しては文書にてお詫びする。

制度の適正な運用に向け、庁内や事業者など関係者全員で制度の確認をする。

規定に基づき必要な調査・確認などを定期的実施する。